

軽油引取税の免税制度について

軽油引取税が、平成21年度に道路整備に用いられる目的税から普通税へ移行したことに伴い、石油化学製品の製造以外の用途の免税制度は、平成27年3月末までの適用となっていました。このたびの税制改正により、一部の用途を除き、「**免税制度を3年間延長する**」こととなりましたのでお知らせします。なお、当該制度の廃止及び延長については、今後の法律の改正等により施行されます。

◇ 平成27年3月末で廃止となる用途

- ・海上保安庁が設置し、及び管理する航路標識の電源の用途
 - ・警察の用に供する電気通信設備の電源の用途
 - ・消防庁及び地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途
 - ・陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途
- ※ 当該用途の廃止時点での保有者課税（地下タンクや免税対象機械内の在庫軽油に対する課税）の如何については、総務省からの情報があり次第、お知らせします。

◇ 平成27年3月末までの特例措置が延長となる用途

- ・延長業種…これまで免税対象となった用途で、上記の廃止用途以外は、引き続き免税制度を適用することができます。
 - ・延長期間…平成27年4月1日から3年間
- ※ 延長となる用途については、これまでと同様の手続き（申請）をお願いします。

◇ 軽油引取税に関するお問い合わせ先

ご不明な点等については、お近くの総合支庁税務担当課、又は山形県庁税政課までお問い合わせください。

・村山総合支庁課税課	TEL：023-621-8126
・村山総合支庁西村山税務室	TEL：0237-86-8135
・村山総合支庁北村山税務室	TEL：0237-47-8621
・最上総合支庁税務課	TEL：0233-29-1227
・置賜総合支庁税務課	TEL：0238-26-6015
・置賜総合支庁西置賜税務室	TEL：0238-88-8210
・庄内総合支庁税務課	TEL：0235-66-5424
・山形県総務部税政課 課税担当	TEL：023-630-2068